

真岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年12月25日

令和3年6月24日改定

真岡市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、真岡市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、その方針を踏まえ、策定年度から10年後の令和9年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和3年3月)	7,930ha	22.5ha	0.28%
3年後の目標 (令和6年3月)	7,870ha	13.5ha	0.17%
目 標 (令和9年3月)	7,810ha	4.5ha	0.05%

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積。

※目標数値は、実績に基づき考慮した目標で設定。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施する。それぞれの

調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 農家の意向調査結果を受け、農地中間管理機構への貸付けを促進する。

③ 現場活動等の強化について

- 遊休農地等の発生防止・早期発見等の農地の適正な利用の確認に関する現場活動は、推進委員等の活動の一貫として随時実施するものとする。また、市農業再生協議会が取り組む「市単耕作放棄地解消推進事業」や、市担い手育成協議会が取り組む「遊休農地再生支援事業」について、制度の周知を図るとともに、解消見込みのある耕作放棄地については、再生協議会に情報提供し、補助事業を積極的に活用しながら遊休農地の解消につなげる。

④ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地のうち農業振興地域農用地区域外の農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行うものとする。なお、農業振興地域農用地区域の農地については、農業振興地域整備計画の農用地利用計画と整合を図る必要があることから、県・市と協議のうえ、協議の整ったものについて、「非農地判断」を行うものとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和3年3月)	7,930ha	5,180ha	65.3%
3年後の目標 (令和6年3月)	7,870ha	5,760ha	73.1%
目 標 (令和9年3月)	7,810ha	6,248ha	80.0%

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会は、「実質化された人・農地プラン」を具体的に進めるため、市や関係機関と連携しながら農業委員・農地利用最適化推進委員は、人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、農地の保有及び利用の状況、その他農地の効率的な利用に資する情報提供を行う。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、市町村、県農地中間管理機構、市農業公社、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農業経営基盤強化促進法による農地の利用調整について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向に基づく農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

中間管理権の設定に限らず、市農業公社が所有者と耕作者の同意を得て農地の権利異動を実施する利用権設定等促進事業により、担い手への集積・集約化を推進する。また、解消可能と判断した遊休農地については、積極的に中間管理事業の利用促進を図る。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人・法人）
現 状 (令和3年3月)	80人
3年後の目標 (令和6年3月)	135人
目 標 (令和9年3月)	150人

※新規参入者数は、目標年度末までの累計値。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 栃木県、栃木県農業委員会ネットワーク機構、(公財)栃木県農業振興公社、県農地中間管理機構と連携するとともに、市農業公社等からの情報収集など、あらゆる機会を通して、管内の農地の貸付意向のある農家、借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者(法人を含む。)の把握に努める。また、支援機関への誘導や農地の照会・斡旋などの支援を

する。

② 新規参入者へのフォローアップ

- 関係機関と連携し、情報収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。